

# 第4編 災害復旧・復興



## 第4編 災害復旧・復興

### 第1節 生活の再建支援等

---

#### 第1 被災者等の生活再建の支援

##### 1 罹災証明の発行

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給など）の適用の判断材料として幅広く活用されている。

そのため、町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書（災害による被害の程度を証明する書面）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

##### （1）被災家屋の調査

町は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損の区分として、調査を行う。

なお、火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。

##### ■住家の被災調査

調査区分	内容
一次調査	目視による外観調査により、全壊、それ以外を調査する。
二次調査	建物内への立入調査により、大規模半壊、半壊、一部破損を調査する。
三次調査	二次調査結果に対する不服申し立てにより再調査を行う。

##### （2）罹災証明の発行

家屋の被害調査の結果は罹災台帳にまとめ、総務課窓口にて罹災証明書を発行する。

#### 2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

町は県と協力して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付けを行う。

##### （1）災害弔慰金

「群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した町民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

## 第4編 災害復旧・復興

### <第1節 生活の再建支援等>

#### (2) 災害障害見舞金

「群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により負傷又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある町民に対して災害障害見舞金を支給する。

#### (3) 災害援護資金

「群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

『☞ 資料2. 4「群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例」参照』

『☞ 資料8. 4「災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金」参照』

### 3 群馬県（小規模）災害見舞金の支給

災害弔慰金、災害見舞金の対象者以外の被災者に災害見舞金を支給する。

『☞ 資料8. 5「群馬県災害見舞金」参照』

### 4 長野原町災害見舞金の支給

「長野原町災害見舞金支給条例」に基づき、住家等に被害を受けた罹災世帯に対して見舞金を支給する。

『☞ 資料2. 3「長野原町災害見舞金支給条例」参照』

### 5 被災者生活再建支援金の支給

地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

総務課は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書を基に、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

『☞ 資料8. 6「被災者生活再建支援金」参照』

### 6 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

『☞ 資料8. 7「生活福祉資金（福祉資金－災害援護費）」参照』

### 7 税の徴収猶予及び減免等

町は、被災者の納付すべき町税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずる。

## 8 雇用の確保

公共職業安定所（渋川公共職業安定所中之条出張所）は、災害により離職や休業を余儀なくされた者に対し、雇用保険法に基づく手当を支給する。また、離職者に対し就労支援等を行う。

## 9 住宅の再建支援

町は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、住宅金融支援機構や群馬県マイホーム建設資金利子補給制度等の利用を促進する。

また、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

なお、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、移転を推奨する。

『☞ 資料8.8 「住宅再建・取得の支援制度」参照』

## 10 支援措置の広報等

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村等の協力を得て、必要な情報・サービスを提供する。

# 第2 中小企業者・農林事業者の再建支援

## 1 中小企業に対する低利融資等

町は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知する。

- 経営サポート資金
- 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- 政府系金融機関による貸付条件の優遇

『☞ 資料8.9 「中小企業者に対する低利融資制度」参照』

## 2 農林業者に対する助成・低利融資等

町は県と連携して、農林業者の災害復旧を支援するための助成、貸付け及び利子補給等を行い、又はこれらの制度について周知する。

- 群馬県農漁業災害対策特別措置条例による助成
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の融資等
- 日本政策金融公庫による貸付

『☞ 資料8.10 「農林水産業者等に対する助成・低利融資制度」参照』

## 第4編 災害復旧・復興

### <第1節 生活の再建支援等>

#### 3 地場産業・商店街への配慮等

町は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

### 第3 復旧事業の推進

#### 1 被災施設の復旧等

ア 町及び関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

イ 町及び関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

ウ 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

エ ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

オ 警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

#### 2 災害廃棄物の処理

##### (1) 円滑かつ適切な処理の実施

町は、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行う。

##### (2) リサイクルの励行

町は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努める。

##### (3) 環境への配慮

町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

##### (4) 広域応援

町は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

#### 3 公共施設の復旧

##### (1) 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来的な災害に備える。

## (2) 早期復旧の確保

### ア 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努める。

### イ 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

## (3) 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症予防法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 下水道法
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

## 4 激甚災害の早期指定の確保

町長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

## 第2節 災害復興推進体制

---

災害復旧を進めた後に、被災前の地域が抱える課題を解決し、被災を契機に町や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

### 第1 災害復興体制

#### 1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図る。

#### 2 基本方針の決定

町は、被災の状況、地域の特性、町民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

#### 3 住民の参加

被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国、県の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。

#### 4 国等に対する協力の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

### 第2 災害復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成する。

町の復興計画においては、町の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

### 第3 災害復興事業の推進

#### 1 防災まちづくりの実施

ア 町は、必要に応じ、再度災害の防止とより快適な環境を目指し、町民の安全と環境保



全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。防災まちづくりに当たっては、現在の町民のみならず将来の町民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、理解を求める。

イ 既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を町民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

ウ 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等についても目標とするものとする。

エ ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮し各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら進める。

## 2 被災市街地復興特別措置法等の活用

町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用して、合理的かつ健全な町の形成と機能の整備を図る。

## 3 事業の迅速、円滑化の促進

ア 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、施策情報の提供等を町民に対し行う。

イ 町は、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業を実施するに当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。必要な場合には、復興計画を考慮した上で傾斜的、戦略的に実施する。

## 第3節 激甚災害法の適用

激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

### 第1 激甚災害の指定手続

#### 1 激甚災害法による財政援助

著しく激甚である災害が発生した場合における、地方公共団体の経費の負担の適正化及び罹災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚災害法が制定されている。

この法律は、激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、罹災者に対する特別の助成措置を内容としている。

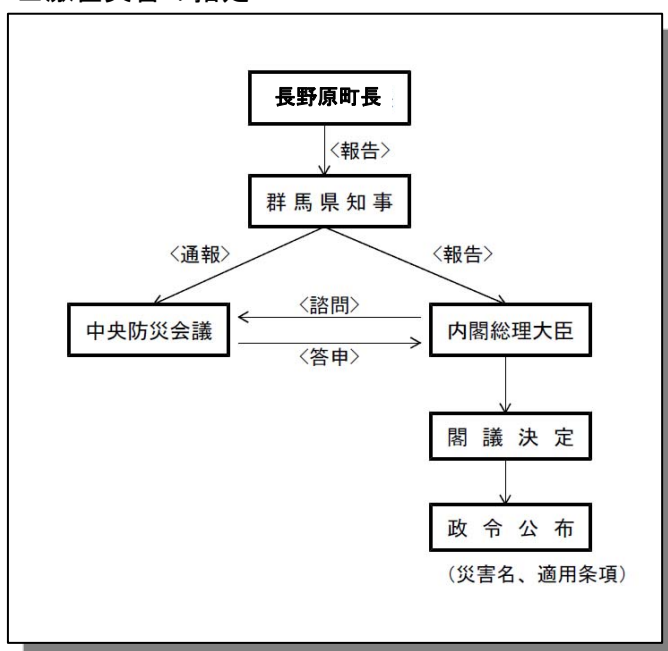
#### 2 激甚災害の指定手続

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1、2月頃に手続をするが、「公共土木施設」及び「農地等」の措置について、査定見込額が明らかに指定基準を超えるとみられる場合においては、「中小企業関係の特例」又は「森林関係」の措置が適用される場合に限り、早期の指定が可能である。

■ 激甚災害の指定



### 3 激甚災害に関する被害状況等の報告

#### (1) 知事への報告

町長は、町域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかにその被害状況を知事へ報告するものとする。

#### (2) 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所又は地域
- 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 災害に対してとられた措置
- その他必要な事項

## 第2 特別財政援助額の交付手続等

本部長（町長）は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、知事に提出しなければならない。

『☞ 資料8. 2「復旧に伴う財政援助の種類」参照』

**第4編 災害復旧・復興**  
＜第3節 激甚災害法の適用＞